

公立大学法人大阪教職員初任給調整手当規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 43

最近改正 令和 4. 3. 31 規程 391

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 15 条の規定による初任給調整手当の支給について定めるものとする。

(初任給調整手当の支給対象)

第 2 条 給与規程第 15 条第 1 項第 1 号の規定により初任給調整手当が支給される教員は、同項第 1 号に規定する職に採用された教員のうち、その採用が、次の各号の期間内に行われたものとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から 37 年を経過するまでの期間（第 2 号及び第 3 号に掲げる者を除く。）
- (2) 医師法に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあつては、大学卒業の日から 39 年を経過するまでの期間
- (3) 昭和 43 年法律第 47 号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下「実地修練」という。）を経た者にあつては、38 年を経過するまでの期間

2 給与規程第 15 条第 2 項の規定により初任給調整手当を支給される教員は、次の各号に掲げる教員とする。

- (1) 前項各号の期間内に新たに給与規程第 15 条第 1 項第 1 号の職となった者
- (2) 新たに給与規程第 15 条第 1 項第 2 号の職となった者

第 3 条 給与規程第 15 条及び前条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して給与規程第 15 条第 1 項第 1 号に規定する職となった教員にあつては 35 年、給与規程第 15 条第 1 項第 2 号に規定する職となった教員にあつては 15 年に達している場合には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第 4 条 初任給調整手当の支給期間は給与規程第 15 条第 1 項第 1 号に規定する職となった教員にあつては 35 年、給与規程第 15 条第 1 項第 2 号に規定する職となった教員にあつては 15 年とし、その月額採用の日又は第 2 条第 2 項に規定する教員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。

2 別表の適用にあたって、次の各号に掲げる教員については、各号に定める期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとみなす。

- (1) 大学卒業の日からそれぞれ採用の日が 4 年を超えることとなる教員（第 2 号及び第

- 3号に掲げる者を除く。) 大学卒業の日から4年を超えることとなる期間
- (2) 臨床研修を経た者で、大学卒業の日からそれぞれ採用の日が6年を超えることとなる教員 大学卒業の日から6年を超えることとなる期間
- (3) 実地修練を経た者で、大学卒業の日からそれぞれ採用の日が5年を超えることとなる教員 大学卒業の日から5年を超えることとなる期間
- 3 学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教員については、前項の規定は適用しない。

第5条 第2条に規定する教員及び給与規程第15条第1項第2号に規定する職となった者(第3条に規定する教員を除く。)のうち、これらの教員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で、前条の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が給与規程第15条第1項第2号に規定する職となった教員にあつては35年、給与規程第15条第1項第2号に規定する職となった教員にあつては15年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(支給の終了)

第6条 初任給調整手当を支給されている教員が異動した場合には、異動後の職が給与規程第15条第1項第1号又第2号に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

(支給要件の改正の場合の措置)

第7条 給与規程第15条第1項第1号又は第2号に規定する職又は第2条に規定する教員の要件が改正された場合において、当該改正の日(以下この条において「改正の日」という。)の前日から引き続き在職している教員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降別に定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 府大承継教職員 平成31年3月31日に合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪府立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。

- (2) 市大承継教職員 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪市立大学に在職し、合併前の公立大学法人大阪市立大学教職員就業規則を適用されていた教職員で、合併により本法人に身分を承継されたものをいう。
- (3) 府大区分教職員 この規程が適用される教職員で、中百舌鳥事業場、羽曳野事業場、りんくう事業場及び法人事務局事業場で勤務するもの（前 2 号の教職員を除く。）をいう。
- (4) 市大区分教職員 この規程が適用される教職員で、杉本地区事業場、阿倍野地区（医学部）事業場、阿倍野地区（医学部附属病院）事業場、阿倍野地区（MedCity21）事業場及び私市地区事業場で勤務するもの（第 1 号及び第 2 号の教職員を除く。）をいう。

（合併にかかる特例措置）

- 3 本則の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までの期間においては、次の各号に掲げる教職員に対する初任給調整手当の支給は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 府大承継教職員及び府大区分教職員 （旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。
 - (2) 市大承継教職員及び市大区分教職員 （旧）公立大学法人大阪市立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用する。

（経過措置）

- 4 府大承継教職員及び府大区分教職員のうち、附則第 3 項の規定により（旧）公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程及び附属する規程等に定める内容を適用されていた者について、附則第 3 項の規定による合併に伴う特例措置の終了後に適用する給与規程第 15 条第 1 項第 1 号の職である者に対する初任給調整手当は、第 4 条の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

附則別表

採用の日以降の期間	手当月額（円）
1 年未満	115,000
1 年以上 2 年未満	115,000
2 年以上 3 年未満	115,000
3 年以上 4 年未満	115,000
4 年以上 5 年未満	115,000
5 年以上 6 年未満	115,000
6 年以上 7 年未満	115,000
7 年以上 8 年未満	115,000
8 年以上 9 年未満	115,000
9 年以上 10 年未満	115,000

10年以上11年未満	115,000
11年以上12年未満	115,000
12年以上13年未満	115,000
13年以上14年未満	115,000
14年以上15年未満	115,000
15年以上16年未満	115,000
16年以上17年未満	112,700
17年以上18年未満	110,400
18年以上19年未満	108,100
19年以上20年未満	105,800
20年以上21年未満	103,500
21年以上22年未満	100,100
22年以上23年未満	96,700
23年以上24年未満	93,300
24年以上25年未満	89,900
25年以上26年未満	86,500
26年以上27年未満	81,000
27年以上28年未満	75,500
28年以上29年未満	70,000
29年以上30年未満	64,500
30年以上31年未満	59,500
31年以上32年未満	54,500
32年以上33年未満	49,500
33年以上34年未満	44,500
34年以上35年未満	39,500

附 則（令和4.3.31 規程 391）

この規程は令和4年4月1日から施行する。

別表

採用の日又は第2条第2項の教員となった日以降の期間	手当月額（円）	
	給与規程第15条第1項第1号の職	給与規程第15条第1項第2号の職
1年未満	80,100	35,000

1 年以上 2 年未滿	80, 100	33, 000
2 年以上 3 年未滿	80, 100	31, 000
3 年以上 4 年未滿	80, 100	29, 000
4 年以上 5 年未滿	80, 100	27, 000
5 年以上 6 年未滿	80, 100	25, 000
6 年以上 7 年未滿	77, 200	23, 000
7 年以上 8 年未滿	74, 300	21, 000
8 年以上 9 年未滿	71, 400	19, 000
9 年以上 10 年未滿	68, 600	17, 000
10 年以上 11 年未滿	65, 700	14, 000
11 年以上 12 年未滿	62, 900	11, 000
12 年以上 13 年未滿	59, 900	8, 000
13 年以上 14 年未滿	57, 000	5, 000
14 年以上 15 年未滿	54, 800	2, 000
15 年以上 16 年未滿	52, 500	
16 年以上 17 年未滿	50, 200	
17 年以上 18 年未滿	48, 000	
18 年以上 19 年未滿	45, 800	
19 年以上 20 年未滿	43, 400	
20 年以上 21 年未滿	41, 200	
21 年以上 22 年未滿	40, 100	
22 年以上 23 年未滿	39, 300	
23 年以上 24 年未滿	37, 900	
24 年以上 25 年未滿	37, 100	
25 年以上 26 年未滿	36, 100	
26 年以上 27 年未滿	35, 100	
27 年以上 28 年未滿	33, 900	
28 年以上 29 年未滿	32, 500	
29 年以上 30 年未滿	32, 100	
30 年以上 31 年未滿	31, 000	
31 年以上 32 年未滿	30, 000	
32 年以上 33 年未滿	27, 800	
33 年以上 34 年未滿	26, 400	
34 年以上 35 年未滿	24, 800	